

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

居宅支援事業を提供するにあたり、御注意頂きたい重要事項について厚生省令第37号第8条に基づき、次の通り説明致します。

1) 事業所の名称など

事業所の名称	エス・エスホームケア 居宅介護
指定番号	1472611068
所在地	神奈川県相模原市南区相模大野5丁目10番22号 3階
連絡先	電話:042-705-1851
	FAX:042-705-1852
管理者氏名	長谷川 玲
当該事業所の通常の事業実施地域	相模原市南区、座間市(相模が丘)
併設サービス	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、 特定介護予防福祉用具販売、訪問介護、訪問介護相当サービス、通所介護、 通所介護相当サービス、短期集中予防サービス(日常生活支援総合事業)
加算	特定事業所加算Ⅱ

2) 事業所の営業日及び営業時間

区分	事務所	サービス提供
営業日	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日
	＜但し、祝日・年末年始は除く＞	
営業時間	9時00分～18時00分	

3) 事業所の職員体制

職種	職務内容
管理者	・ 管理者は事業所従事者の管理及び運営の管理を一元的に行うものとする。
	・ 従事者の資質向上や健康管理等のワーク・ライフ・バランス取れた職場環境作りを行う。
介護支援専門員	・ ケアプランの作成と交付
	・ お客様と事業者様との連絡調整・相談業務
事務担当	・ 介護保険業務の事務全般

4) 居宅介護支援利用料および契約者負担

- (1) 居宅介護支援及び初回加算については御契約者様の負担はありません。
- (2) 介護支援専門員が通常の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、事業所所在地の最寄り駅より公共交通機関の支払いが必要になります。又自動車の場合はガソリン代として事業所所在地から片道5kmごとに200円の支払いが必要になります。

5)事故発生時の対応

- (1)介護支援専門員は利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じて管理者に報告しなければならない。
- (2)前項の事故が発生した場合には、当該内容等を記録しなければならない。
- (3)利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

6)相談窓口・苦情対応

* 居宅介護支援に関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

【 相談窓口 】

電話番号： 042-705-1851

FAX : 042-705-1852

相談員(管理責任者): 長谷川 玲

* その他、県、市町村の介護保険窓口に苦情を申し出ることもできます。

- ・相模原市福祉基盤課 電話 : 042-769-9226
- ・座間市介護保険課 電話 : 046-252-7719
- ・神奈川県国民保険団体連合会 電話 : 045-329-3447

7)虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催とその結果の周知(1年に1回以上)
- (2)虐待の防止のための指針の整備
- (3)虐待の防止のための研修の定期的な実施(1年に1回以上)
- (4)虐待の防止に関する責任者の選定

虐待防止に関する責任者:管理者 長谷川 玲

8)身体拘束の適正化について

- (1)事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)と行いません。
- (2)事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。
- (3)事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的開催及びその結果について従業者への周知徹底(1年に1回以上)
 - イ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施(1年に1回以上)

9)ハラスメントについて

- (1)事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

- (2)ハラスメントは、サービスの提供を困難にし、関わった従業員の心身に悪影響を与えます。下記の様な行為があった場合、状況によっては重要事項説明書に基づきサービスの提供を停止させて頂く場合があります。
- ア 性的な話をする、必要もなく身体を触る等のセクシャルハラスメント行為
 - イ 特定の従業員に嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力
 - ウ 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力
 - エ 長時間の電話、従業員や事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等のその他行為

10)その他運営に関する重要事項

- (1)指定居宅介護支援事業所は介護支援専門員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとした業務体制を整備する。
- ① 採用時研修・・・採用後3か月以内(別紙に定める規定に基づく)
 - ② 基礎研修・・・年1回
 - ③ 随時研修・・・概ね月1回以上(市・県の現任研修受講必須、ケアマネネットの研修受講等)
- (2)従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3)従業員であった者に業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
- (4)事業者は、サービスの提供に当たって、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。
- (5)第三者評価の実施状況について、当事業所は、第三者評価機関による評価を実施していません。
- (6)病院又は診療所に入院する必要が生じた場合は、当該病院又は診療所に介護支援専門員の指名及び連絡先を伝えてください。
- (7)この重要事項説明書に定める事項のほか、運営に必要な事項は、エス・エスホームケア株式会社代表取締役と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

10)法人の名称など

法人名	エス・エスホームケア株式会社
法人所在地	神奈川県相模原市南区相模大野5丁目10番22号
電話番号	042-743-0594
代表者氏名	代表取締役 蛭谷 康一
設立年月日	令和2年 11月 17日

11)緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変などが生じた場合は事前の打ち合わせに基づき、家族・主治医・救急機関などに連絡します。

医療機関等	医療機関名:
	主治医の氏名:
	連絡先:
緊急連絡先	氏名:
	連絡先:
主な病歴	

年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

【事業所】 所在地 : 神奈川県相模原市南区相模大野5丁目10番22号 3階
名 称 : エス・エスホームケア 居宅介護

【説明者】 介護支援専門員

氏名:

私は契約書及び本書面により、事業者から居宅支援についての重要事項の説明を受け、内容に同意し
交付を受けました。

【利用者】

(代理人)

(続柄

)